

○国家公安委員会告示第十九号

次の公告国際テロリストについて、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第六條第一項の規定に基づき、同法第四條第一項の規定による指定の有効期間を延長するので、同法第六條第二項において準用する同法第五條第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年四月二十六日

国家公安委員会委員長 谷 公一

法人その他の団体

- 1 名称 インディアン・ムジャヒディン (Indiar. Mujahideen (IM))
指定をした年月日 令和2年4月27日
指定番号 DE-24
延長後の指定の有効期間 令和2年4月27日から令和8年4月26日までの間
指定の有効期間の延長の根拠となる条項 第四条第一項第一号及び司項第二号ハ
その他参考となるべき事項 延長前の指定の有効期間が満了する年月日：令和5年4月26日
- 2 名称 インド亜大陸のアル・カーク (al-Qa'ida in the Indian Subcontinent (AQIS))
指定をした年月日 令和2年4月27日
指定番号 DE-25
延長後の指定の有効期間 令和2年4月27日から令和8年4月26日までの間
指定の有効期間の延長の根拠となる条項 第四条第一項第一号及び司項第二号ハ
その他参考となるべき事項 延長前の指定の有効期間が満了する年月日：令和5年4月26日
- 3 名称 ネオJMB (Neo-JMB)
指定をした年月日 令和2年4月27日
指定番号 DE-26
延長後の指定の有効期間 令和2年4月27日から令和8年4月26日までの間
指定の有効期間の延長の根拠となる条項 第四条第一項第一号及び司項第二号ハ
その他参考となるべき事項 延長前の指定の有効期間が満了する年月日：令和5年4月26日